

第1回 横浜市鶴見区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 議事録	
日 時	令和5年12月6日(水) 午後3時00分から4時30分まで
開 催 場 所	鶴見区役所6階 11号会議室
出 席 者	<p>【選定委員会委員】</p> <p>委員長 峯尾 武巳 (特定非営利活動法人介護の会まつなみ理事長 神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部社会福祉学科前教授)</p> <p>委員 石井 キヨ子 (鶴見区社会福祉協議会ボランティア分科会会長) 岩崎 千代子 (鶴見区地域子育て支援拠点「わっくんひろば」施設長) 日向 邦夫 (鶴見区老人クラブ連合会会長) 皆川 慈保 (鶴見区民生委員・児童委員協議会副会長) 星野 隆 (市場地区第二自治連合会会長) 永井 恒雄 (市場地区社会福祉協議会会長) 藤田 徹 (市場第二地区社会福祉協議会会長)</p> <p>【事務局】</p> <p>鶴見区福祉保健センター長 市川 裕章 鶴見区福祉保健センター担当部長 中村 隆幸 鶴見区福祉保健課長 藤牧 武之 鶴見区高齢・障害支援課長 高橋 陽子 鶴見区福祉保健課事業企画担当係長 末吉 直登 鶴見区福祉保健課事業企画担当 大竹 遥、島田 達也</p>
欠 席 者	有り(森田 洋司委員)
開 催 形 態	一部公開(傍聴者なし)
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 鶴見福祉保健センター長挨拶 3 委員紹介 4 委員会の概要について 5 鶴見市場地域ケアプラザに関する指定管理者の選定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 会議の公開・非公開について (2) 公募要項及び応募関係書類について (3) 評価基準及び審査方法について
決 定 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1回及び第2回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。 [公募要項の内容、評価基準及び審査方法、応募団体の審査や指定候補者等の選定に関すること、(他の応募法人のみ) 応募法人の面接審査] 2 スケジュール、公募要項及び応募関係書類について、事務局案のとおり決定。

	<p>3 評価基準・審査方法について、事務局案のとおり決定。なお、応募があった場合の事前審査にあたっては、2月上旬～中旬頃に資料を送付し、各委員において書類審査（仮採点）を行うことを決定した。</p> <p>4 議事録の確認は委員長に一任することを決定。</p>
議 事	<p>1 指定管理者選定の概要及び選定委員会での審議内容について 事務局から選定委員会の設置根拠、担当事務及び審議事項について説明。</p> <p>2 会議の公開・非公開について 事務局から公開することにより、適正な審査が阻害されると認められるため、次の審議事項は非公開とする事務局案について説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定スケジュール、公募要項及び応募関係書類の内容 ・評価基準及び審査方法 ・指定管理者の候補者及び次点候補者の選定に関する審議 <p>※なお、指定管理者の選定に関する審査のうち、応募法人の面接（ヒアリング）に関する内容は公開する。ただし、応募団体の面接（プレゼンテーション及びヒアリング）について、他の応募法人に対しては面接順が後の法人が質問内容を把握することで、面接において有利になることが予想されることから非公開とする。</p> <p>（委員長） 事務局案のとおりでよろしいか。</p> <p>（委員） 異議なし。</p> <p>3 選定スケジュール、公募要項及び応募関係書類について （事務局） 選定スケジュール、公募要項及び応募関係書類の記載内容について事務局案を説明。</p> <p>（委員） 質問：応募関係書類 22 ページにある指定管理料の上限額に光熱費や修繕費も含まれるのか。 回答：記載の上限額に光熱費及び修繕費が含まれている。 質問：応募する団体の資格要件はあるのか。 回答：公募要項 25 ページに応募者の資格、欠格事項等について記載している。</p> <p>（委員長） その他、特に意見が無ければ、事務局案のスケジュール、公募要項及び応募関係書類に基づいて、公募及び選定を行うということによろしいか。</p> <p>（委員） 異議なし。</p>

4 評価基準及び審査方法について

(事務局)

次のとおり事務局案を説明

○評価基準

公募要項 16 頁～20 頁に記載のとおり。

○採点方法

・評価項目ごとに 5 段階で採点を行い、各項目の 5 段階評価にそれぞれ係数を乗じて、項目の評点を算出する。得点は以下のとおり算出する。

□採点を行った委員が 6 名以上の場合

最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除く残りの委員の採点を合計した点数を得点とする。

□採点を行った委員が 5 名以下の場合

全委員の採点を合計した点数を得点とする。

・第 2 回選定委員会を欠席した委員の点数（仮採点）は合計点に加えない。

○審査方法

・面接審査のタイムスケジュールについては、1 団体 30 分とし、応募団体数に応じて変更する。

・面接時の資料変更、追加について、応募受付締切までの内容変更又は書類の追加は認めるが、それ以降は委員の審査に入るため不可とする。

・面接時に資料を配付することや差し替え、又はパワーポイント等で説明をすることについては認めるが、事前に申し出を必要とする。

・面接審査終了後に各委員が仮採点において、最も評価できた項目と評価できなかった項目をそれぞれ共有し、着眼点の意見交換を経たうえで本採点を実施する。

○最低制限基準の設定

・応募団体が 1 団体のみの場合でも、地域ケアプラザの運営の質を確保するため、最低制限基準を設定する。

・最低制限基準は、前期の指定管理業務の実績を除く評価基準項目の合計点（満点 300 点）に、第 2 回選定委員会で最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除く委員数を乗じて算出した点数の 60%以上とする。

○指定管理者の候補者の決定

選定委員会での得点が最も高い団体を「指定管理者の候補者」とし、次に高い団体を「次点候補者」とする。なお、施設に応募したすべての団体が最低制限基準に満たなかった場合は再公募を行う。

同点 1 位の団体が複数発生した場合の取り扱いについて、次の順で指定管理者の候補者を選定する。

①総得点で 1 位をつけた委員が多かった法人

	<p>②小項目で最低点を入れた委員が少なかった団体</p> <p>③小項目で満点が多かった団体</p> <p>④同点者間の決選投票を実施し、 票数が同数の場合には委員長の判断とする</p> <p>○「前期の指定管理者業務の実績」項目の評価方法</p> <p>第2回選定委員会で事務局から報告を行い、それを基に採点をする。</p> <p>(委員長)</p> <p>評価基準及び審査方法について、事務局案のとおり行うということによろしいか。</p> <p>(委員)</p> <p>異議なし。</p>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特 記 事 項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 横浜市鶴見区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会委員名簿</p> <p>(2) 横浜市鶴見区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱</p> <p>(3) 横浜市鶴見区地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱</p> <p>(4) 会議の公開・非公開について (案)</p> <p>(5) 鶴見市場地域ケアプラザ指定管理者選定スケジュール (案)</p> <p>(6) 公募要項及び応募関係書類 (鶴見市場地域ケアプラザ) (案)</p> <p>(7) 評価基準及び審査方法について (案)</p> <p>(8) 「前期の指定管理者業務の実績」項目の評価方法 (案)</p> <p>2 特記事項</p> <p>今回は、令和6年3月25日(月)に開催予定。開催場所は、後日連絡する。</p>